

東京海上グループにおける2021年度「カーボン・ニュートラル」の達成

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループCEO 小宮 暁、以下「当社」)は、2021年度もグループ全体(国内・海外)の事業活動において「カーボン・ニュートラル^(※1)」を達成し、2013年度から9年連続の達成となりましたので、お知らせいたします。

(※1)「カーボン・ニュートラル」とは、事業活動により生じるCO₂排出量と、自然エネルギーの利用やカーボン・クレジットの償却、マングローブ植林等によるCO₂の吸収・固定・削減効果の換算量が等しい状態を指します。

東京海上グループでは、グループ全体(国内・海外)の環境負荷削減とカーボン・ニュートラル達成に向け、これまで(1)省エネ・エネルギー効率化、(2)マングローブ植林^(※2)によるCO₂吸収・固定、(3)自然エネルギーの利用(グリーン電力の調達等^(※3))、(4)カーボン・クレジット(排出権)の償却を推進してきました。

その結果、2021年度もグループ全体の事業活動において「カーボン・ニュートラル」を達成し、2013年度から9年連続の達成となりました。

なお、当社子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」)は、2009年度以降、13年連続で国内の事業活動において「カーボン・ニュートラル」を達成しています。

- 対象範囲： 当社および連結子会社(国内・海外)における事業活動全般
- 結果： CO₂ 排出量 83,483トン < CO₂ 吸収・固定量 130,003トン

CO ₂ 排出量 83,483トン		
スコープ 1(直接排出)	ガス・ガソリンなど	13,022トン
スコープ 2(間接排出)	電気など	47,435トン ^(※4)
スコープ 3(その他)	紙使用量など(カテゴリ 1、3、5、6) ^(※5)	23,026トン

CO ₂ 吸収・固定量 130,003トン		
マングローブによる吸収・固定	東南アジア 9 カ国での植林など	130,000トン
カーボン・クレジットの償却	藻場づくり活動などを対象とした「ブルークレジット」 ^(※6)	3トン

東京海上グループは、これからも環境負荷削減や「カーボン・ニュートラル」の取り組みを推進し、SDGs(目標 13「気候変動に具体的な対策を」等)の達成に貢献してまいります。



- (※2) マングローブ植林は、東京海上日動が1999年に開始し、2022年3月末までに東南アジア、南アジア、フィジーの9ヶ国で11,935ヘクタール(100メートル幅で東海道・山陽新幹線沿いに東京駅から博多駅までの距離に相当)を実施しているものです。マングローブ植林には、CO₂吸収・固定を通じた地球温暖化の防止・軽減のほか、生物多様性の保全、沿岸部の津波・高潮被害軽減等の効果があります。
- (※3) グリーン電力については、在米グループ会社であるPhiladelphia Insurance Companies社が、同社の事業活動に伴う年間電気使用量の100%に相当するグリーン電力証書(風力)を購入し2013年度からネット・ゼロ・エミッション^(※7)を実現しています。また、在英グループ会社Tokio Marine Kiln社や東京海上日動等のグループ会社がグリーン電力等を購入しています。
- (※4) グリーン電力購入等によるCO₂削減効果8,597トンを反映しています。
- (※5) カテゴリ1:購入した製品・サービス(紙使用量)、カテゴリ3:スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、カテゴリ5:事業から出る廃棄物、カテゴリ6:出張(航空機出張)
- (※6) Jブルークレジットは、藻場等の海洋生態系に取り込まれた炭素である「ブルーカーボン」を対象としており、ジャパンブルーエコノミー技術研究組合(JBE)から独立した第三者委員会による審査・検証を経てJBEが発行し、管理する独自のクレジットのことであります。
- (※7) 「ネット・ゼロ・エミッション」とは、CO₂排出量がCO₂除去によってバランスし正味でゼロとなっている状態を指します。

(補足)

- ・ エネルギー起源のCO₂排出量等の情報は、EY新日本有限責任監査法人による「第三者保証」の対象となっています。マングローブ植林によるCO₂吸収・固定量の情報は、財団法人電力中央研究所に評価・算定を依頼し、報告書を受領しています。さらにその報告書については、報告書に用いられたデータの一部に対して第三者(EY新日本有限責任監査法人)に専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(日本公認会計士協会)に準拠した合意された手続きの実施を依頼しています。その結果、東京海上グループは、マングローブ植林によるCO₂吸収・固定効果が適切に算定されていると評価しました。
- ・ CO₂排出量算定の組織境界、活動境界、算出方法および排出係数は、「ISO14064-1」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」を参照しています。マングローブ植林によるCO₂吸収・固定量は森林吸収源CDMの方法論を参照しています。

以上